

令和8年第4回

# 君津市農業委員会議事録

令和8年4月3日（金）

令和8年第4回君津市農業委員会議事録

- 日 時 令和8年4月3日（金）午後2時00分から午後2時50分
- 場 所 君津市役所5階 小会議室
- 招集者 君津市農業委員会会長 鮎川正幸
- 議 事
- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議事録署名委員の指名
- 日程第3 議案第 1号から議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第10号から議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第14号 令和8年度農用地利用集積等促進計画案（令和8年4月）について
- 日程第7 議案第15号 君津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
- 日程第8 議案第16号 令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和8年度最適化活動の目標の設定等について
- 日程第9 報告第 1号から報告第 6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第 7号から報告第 9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第10号 君津市農業委員会情報セキュリティ基本方針について

出席委員（13名）

1番 内海孝夫

2番 鮎川正幸

4番	小笠原	武男	5番	笹本	幸恵
6番	宇野	真弘	7番	石和田	勉
8番	重田	弘巳	9番	小泉	春水
10番	齊藤	昇	11番	重田	忠男
12番	長谷川	貢	13番	鈴木	隆
14番	石井	和美			

欠席委員（1名）

3番 水野 徳子

出席した職員

事務局長	安田 禎則
主幹（事）事務局次長	伊藤 嘉宏
主査	占部 和裕
副主査	古市 和也

---

◎開 会

(午後 2 時 0 0 分)

議 長 開会いたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和 8 年第 4 回君津市農業委員会総会を開会し、会議を開きます。

なお、3 番、水野徳子職務代理から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

---

◎会期の決定

議 長 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日 1 日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 2、議事録署名委員の指名について、君津市農業委員会規則第 1 6 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

9 番、小泉委員、10 番、齊藤昇委員の 2 名にお願いします。

---

◎議案第 1 号ないし議案第 8 号

議 長 日程第 3、議案第 1 号ないし第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 では、議案第 1 号について説明します。

郡地先の田 1 筆、958 平方メートルを売買により所有権移転をするものであります。

申請理由ですが、譲渡人は相続を受けたが、管理できないため譲渡する、譲受人は要望を受け取得し、経営規模の拡大を図りたいとしております。

なお、登記簿上は田ですが、現状は畑の状態であり、自家消費野菜の栽培を行いたいとしております。

許可基準として、譲受人は 4,800 平方メートルの経営面積があります。

農機具は、耕運機、草刈り機等を所有しています。

農作業従事日数は、1名で150日と申告しており、資格等については問題ないと思われ  
ます。

議案第2号について説明いたします。

糠田地先の田2筆、合計面積2,554平米の売買による所有権移転です。

譲渡人は経営規模の縮小を図るため譲渡する、譲受人は要望を受け取得し、経営規模の  
拡大を図るとしております。

なお、申請地は譲受人自宅の隣地であり、以前より維持管理を行っているとのことであり  
ます。

許可基準として、譲受人は7,200平米の経営規模があります。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ540日と申告しており、資格等については問題ないと思わ  
れます。

続きまして、議案第3号について説明します。

大井戸地先の畑1筆、813平米の売買による所有権移転です。

申請理由ですが、譲渡人は県外在住及び高齢で、管理が大変なため譲渡する、譲受人は  
要望を受け取得し、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は市外在住ですが、上総地区に実家の農地があり、約3,300平米  
の経営規模を有しております。今回の申請地は配偶者の実家の農地ということです。

農機具は、草刈り機、軽トラック等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ350日と申告しており、資格等については問題ないと思わ  
れます。

続きまして、議案第4号、第5号については関連がありますので、一括で説明いたします。

長石地先の田2筆、合計面積1,230平米と、同じく長石地先の田1筆922平米の農地交換に  
よる所有権移転であります。

申請理由として、申請者のお二人の自宅の前にそれぞれお互いの所有農地があり、耕作し  
ていますが、今後の耕作、維持管理のことを考慮して今般、農地の交換を図りたいというこ  
とです。

許可基準として、申請人は両名とも1万5,000平米程度の経営面積があります。

農機具は、トラクター、田植機、自走式草刈り機等を共有で使用しています。

農作業従事日数は両名とも2名で延べ200日と申告しており、資格等については問題ない

と思われます。

議案第6号について説明いたします。

正木地先の田3筆と畑2筆、合計面積1,271.3平米の売買による所有権移転であります。

申請理由として、譲渡人は譲受人の申出に応え、譲渡する、譲受人は新規就農したく農地を探していたところ、適地の紹介を受けたので取得したいとしております。

譲受人の住所は現在、横浜市にありますが、近く君津市に転居するとしております。なお、申請地のほかに宅地・住宅も同時に購入していることを事務局で確認できております。

許可基準として、提出された営農計画書によれば、作物については自然薯栽培を計画しており、技術については地元の栽培農家より指導を受けることができるとのことであります。

農機具は、耕運機、トラクター、溝切り機等を購入予定。

農作業従事日数は、本人が200日、兄と友人が繁忙期の手伝いとしてそれぞれ50日としており、資格等については問題ないと思われます。

議案第7号について説明します。

旅名地先の畑1筆、135平米の売買による所有権移転であります。

申請理由ですが、譲渡人は相続を受けたが、申請地は譲受人宅に接した小面積の土地であるため譲渡したい、譲受人は要望を受け取得し、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は1万4,000平米余の経営面積があります。

農機具は、トラクター、田植機、乾燥機等を所有しております。

農作業従事日数は、2名で550日と申告しており、若干の高齢ではありますが、所有面積からして資格等については問題ないと思われます。

議案第8号について説明します。

折木沢地先の田1筆、1,177平米の贈与による所有権移転であります。

申請理由ですが、譲渡人は県外在住で管理できず、離農したく譲渡する、譲受人は要望を受け取得し、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は自作、借入れを含め5,700平米余の経営面積があります。

農機具は、トラクター、田植機等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ350日と申告しており、資格等については問題ないと思われます。

以上であります。

議 長 議案第1号ないし議案第8号まで、事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第1号については、私から報告いたします。

議案第1号について説明いたします。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

審査場所は、別冊1ページを御覧ください。

国道127号線の郡の信号を右折して100メートルほど行き、左折して春日橋を過ぎて100メートルほど行き、右折して道なりに600メートルほど行った右側が申請地になります。

3月25日に代理人と現地確認を行いました。申請地は耕作されておりましたが、草刈り等はされており、管理された状態でした。

地目は、先ほども話がありましたが、田んぼですが、現在は畑の状況です。

譲受人は畑として耕作する予定だというふうにおっしゃっていました。

申請地は譲受人の住まいの近くで、耕作しやすいので、購入を決めたということです。

特に問題ないと思われまます。御審議よろしくお願ひします。

続きまして、議案第2号につきまして、4番、小笠原委員からお願ひします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第2号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりでございます。

申請箇所は、別冊2ページを御覧ください。

現場は、三島神社の東方に位置する田んぼで、3月18日、譲受人立会いによる現地の確認をしました。

譲受人は田んぼとして管理してきたもので、特に問題ないと思われまますので、よろしく御審議願ひします。

議長 続きまして、議案第3号について、4番、小笠原委員からお願ひします。

小笠原委員 3号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりでございます。

申請箇所は、別冊3ページを御覧ください。

現場は、諏訪神社の南方に位置する畑であり、3月19日、譲受人立会いによる現地の確認をしました。

譲受人は畑として管理してきたもので、特に問題ないと思われまますので、よろしく御審議願ひします。

議長 続きまして、議案第4号及び議案第5号について、一括して4番、小笠原委員から  
お願いします。

小笠原委員 議案第4号、5号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりでございます。

申請箇所は、別冊4ページを御覧ください。

現場は山神社の東方に位置する田んぼであり、3月18日、譲受人、譲渡人立会いによる  
現地の確認をしました。

両人は、農地交換して田んぼとして管理していく旨で、特に問題ないと思われま  
すので、  
よろしく御審議願います。

議長 続きまして、議案第6号について、9番、小泉委員からお願いします。

小泉委員 9番、小泉です。

議案第6号について説明いたします。

詳細は事務局説明のとおりでした。

場所は、別冊5ページを御覧いただき、410号線を正木方面に向かいますと、大岩の交  
差点がございます。これを左折し、180メートルほど進んだ右手の道路脇の農地となり  
ます。  
状況確認などは、3月22日に譲受人と行いました。

対象農地は枯れ草でまだ覆われた状態で、特別な管理はされていないようだった  
のですが、  
自然薯の栽培を計画し、隣接の農家、家屋ですね、こちらのほうも併せて購入した  
とのこと  
でした。まずは草刈りを始めるということで、地元の農家さんから指導を受けなが  
ら進めて  
いきたいということでした。

特に問題はないかと思えます。よろしく御審議ください。

議長 続きまして、議案第7号について、小泉委員からお願いします。

小泉委員 議案第7号について説明いたします。

詳細は事務局説明のとおりでした。

場所は、別冊6ページを御覧いただき、国道410号線を三島大橋から400メー  
トルほど進  
んだ右手、道路脇になります。民家との間の畑という形になります。

3月21日に譲受人と現地確認を行いました。

以前より野菜などを栽培したところですので、何ら問題はないかと思われま  
す。

よろしく御審議ください。

議長 続きまして、議案第8号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

議案番号8番につきまして、現地確認の説明をいたします。

申請内容につきましては、先ほど事務局よりの説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の7ページを御覧いただきたいと思っております。

国道465号を名殿の信号から大多喜方面に向かい4キロメートルぐらい進むと、左側にガソリンスタンドがあります。その隣に亀山自動車があります。場所的には、その裏側になるところが申請地になります。

周辺については、未耕作地が随分ありまして、3か所だけ耕作してございまして、その1枚を、今回譲渡人が県外に居住しているということで、管理できないということで今回の無償譲渡で所有権移転となりました。

3月19日に譲受人の方と現地確認をいたしました。近隣農地等につきまして特に問題はないと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま議案第1号ないし議案第8号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

笹本委員。

笹本委員 5番、笹本です。

6号議案について質問なのですが、取得するのに3枚が田んぼになっていますよね。これも自然薯栽培でいいのかな。

事務局 今回、この方、申請される前にもう三、四回、委員会のほうに来ていただいて、永島のほうが受けて対応しておりました。田んぼについても、先ほど委員から説明があったとおり、既にもう水等も入っていないなくて、草刈りして土を起こして、自然薯として使えるということの確認を取ってありまして、問題ないかと思われまして。

笹本委員 はい、分かりました。

議長 ほかに質問、意見ありますか。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

---

◎議案第9号

議長 日程第4、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第9号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

西日笠地先の田1筆、面積1,213平方メートルを、地上権設定により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル158枚を設置したいとのことです。

敷地は軽く整地するのみで、埋立て等はいりません。

用水はありません。排水は雨水だけで、自然浸透です。雑排水はありません。

工事については、安全に十分気をつけて実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。

パネルの配置や高さ等を考慮して、付近の住宅への影響を抑える努力をしております。また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第9号について、7番、石和田委員からお願いします。

石和田委員 7番、石和田です。

議案第9号について説明いたします。

詳細は事務局の説明のとおりでございます。

場所は、別冊の8ページを御覧ください。

国道465号線の西栗倉の交差点から富津方面に2キロほど進みまして、そこから左折して800メートルほど進み、そこからまた右折しまして1.1キロほど進んで右上の100メートルほどのところになります。

3月19日、代理人と現地を確認いたしました。

譲渡人は高齢となり、営農を続けることは難しいとのことであり、隣接の土地も譲渡人の

所有であり、特に問題はないと思われます。

よろしく御審議お願いいたします。

議 長 ただいま議案第9号について事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して、知事に送付いたします。

---

#### ◎議案第10号ないし議案第13号

議 長 日程第5、議案第10号ないし第13号 農地法第5条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号ないし議案第13号については譲受人が同一ですので、一括して御説明いたします。

議案書の5ページ、6ページを御覧ください。

山滝野地先の畑4筆のうち、1筆は面積420平方メートル、1筆は477平方メートル、1筆は面積478平方メートル、もう一筆は474平方メートルをそれぞれ所有権移転により肥料販売所兼資材置場兼車両置場へ転用します。

当初は、譲渡人が専用住宅建設の予定で転用許可を得ましたが、譲渡人が他県での生活や仕事に追われ、結果として建築・移住に至りませんでした。譲渡人が高齢となったことから、今後の建築・移住も困難であり、今回の譲渡となりました。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

道路から敷地への入り口部分には段差があるため、その部分には購入した土でスロープをつくり、スロープの沈み込み防止のために表層に20センチほど碎石を敷く予定です。その他の部分は整地するのみです。

排水は雨水だけで、自然浸透です。

工事については、近隣耕作者や土地所有者の通行の妨げとならないように注意します。

隣地との境界に、資材や車両の越境防止のため、高さ1メートルの単管パイプの柵を設置します。

以上です。

議長 長 ただいま、議案第10号ないし第13号について、事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第10号ないし第13号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号第10番から13番につきましては、譲受人が同一でございますので、一括して説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊の9ページをお開きください。

申請地は、この地図ですと分かりづらいんですけども、この地図の上のほうに左から右に東京方面から久留里方面に向かい県道93号が通っております。この左側の道路が広域農道でございます。県道と広域農道が交差する山滝野の信号から上総富士ゴルフ場の方向に1,100メートルほど行ったところの左側でございます。

現地ですが、昭和63年7月に専用住宅用地及び宅地進入路用地として農地法第5条の転用許可を受けておりますが、事業着手に至らず、現在は荒地となっております。今回、譲受人が肥料販売所兼資材置場兼車両置場として計画を変更し、事業を承継する承認申請を千葉県に提出し、承認される見込みとなっているようでございます。

3月25日午前に譲受人と現地の確認、聞き取り調査を行いました。

譲渡人の3名ですが、昭和63年7月に農地法第5条の転用による所有権の移転を許可されましたが、何らかの理由により専用住宅の事業が着手できず、また、遠方に居住していることから農地を管理することができないため、譲受人に譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は建築資材の運搬販売を行っており、今回、肥料販売も始めるに当たり、申請地が業務の効率化や安全面においても適地であると判断して、事業承継し、購入することにしたものです。

事業計画、土地利用計画、資金計画もしっかりしており、また、隣地の使用者にも説明してあるとのことで、特に問題はないと思います。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま議案第10号ないし第13号について、事務局説明並びに現地調査報告が  
終わりました。

質問、意見がありましたら、挙手をお願いします。

宇野委員。

宇野委員 6番、宇野です。

ちょっとお聞きしたいのですけれども、肥料を売りたいと言って、売れるものなのでしょ  
うか。

事務局 お答えいたします。

こちらの会社に関しましては、肥料販売の事業をやっております。

宇野委員 じゃ、登録業者ということ。

事務局 そうです。問題ないと思われます。

宇野委員 はい。

議 長 許可を持っているということ。

事務局 そうですね。

議 長 齊藤委員。

齊藤委員 10番、齊藤です。

この土地、この審査が通れば駐車場及び資材置場等になるみたいですけど、現在の地目は  
畑になっていますが、畑から何という地目になるのでしょうか。

事務局 地目については法務局の判断なので、一概には言えませんが、おそらく雑種地になる  
のではないかと思います。

議 長 ほかに質問、ご意見ありますか。

(発言する者なし)

議 長 質問・意見がありませんので採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付  
して知事に送付いたします。

続きまして・議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願  
います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

---

◎議事日程第6 議案第14号

議長 日程第6、議案第14号 令和8年度農用地利用集積等促進計画案（令和8年4月）について、を議題とします。

議長 なお、議案第14号につきましては、1番、内海 孝夫 委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(1番 内海 委員 退室)

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 令和8年度農用地利用集積等促進計画案について説明します。

この度、君津市長より農用地利用集積等促進計画案を策定したので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見を求める依頼がありました。

お手元の議案書、8ページをお開きください。

今回、一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区が4件、田13筆、契約面積は9,791平方メートル、小糸地区が6件、田10筆、契約面積は14,015平方メートル、畑1筆、契約面積は500平方メートル、小櫃地区が1件、田4筆、契約面積は8,220平方メートル、上総地区が7件、田26筆、契約面積は21,6

92平方メートル。

なお、市から提出を受けた総括表では、合計が20件となっておりますが、正しくは18件の誤りであります。

次に、機構・受け手間契約につきましては、君津地区で3件、田6筆、契約面積は5,423平方メートルとなっております。

個別の案件につきましては、議案書の10ページから17ページに記載されております。

なお、今回の農用地利用集積等促進計画案の策定にあたりまして、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の認可基準要件を満たすものと判断しているとの事であります。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がございましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問・意見がありませんので採決いたします。

議案第14号について、意見は無いものと、決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案について、意見は無いものとして市長に回答いたします。

ここで、内海委員の入室を認めます。

(1番 内海委員 入室)

---

◎議事日程第7 議案第16号

議長 日程第7、議案第15号君津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第15号についてご説明します。

議案書18ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携して農地等の利用最適化が進むよう、君津市農業委員会の指針が策定されており、これを農業委員・農地利用最適化推進委員が改選期の3年ごとに検証見直しするものです。

議案書19ページと本日お配りした資料の1ページ上段をご覧ください。

左側が見直し後、右側が見直し前の数値の比較でございます。

遊休農地の解消目標についてですが、現状の管内の農地面積は3,786ヘクタールから3,380ヘクタールに減少しております。これは道路や宅地等へ農地転用、耕作が困難な農地の地目変更等によるものです。

遊休農地面積は128ヘクタールから440ヘクタールに増加しております。これは担い手の不足や農業者の高齢化による増加と、タブレット端末を利用した調査により精度が上がったためと考えております。

目標につきましては、前回の目標比率で調整しました。

総会資料20ページと追加資料1ページの下段をご覧ください。

2. 担い手への農地利用集積目標についてですが、集積面積が316ヘクタールから575ヘクタールに増加しました。これは人農地プランや地域計画などにより集約が進んだことによりです。

目標につきましては、前回の目標比率で調整しました。

総会資料20ページと追加資料2ページの上段をご覧ください。

【参考】担い手の育成・確保につきましては農政課と調整しており、農家戸数は最新の農林業センサス数値と定められておりますので2020年・令和2年となり変化はありません。

認定農業者数は108経営体から98経営体、認定新規農業者は6経営体から4経営体、これは担い手の不足、経営者の高齢化による規模の縮小によるものと見込まれます。

基本構想水準達成者は42経営体から23経営体、物価の上昇や天候の変化などによる経済状況の影響と見込まれます。

米価の高騰がありますが、その影響は限定的なものと考えます。

特定農業団体その他の集落営農組織は1団体から変化はなく、組織化が難しいことが伺えます。

目標につきましては、継続や前回の目標比率で調整しました。

総会資料22ページと追加資料2ページの下段をご覧ください。

新規参入の促進目標についてですが、個人は4人から18人の増です。これは農地取得の下限面積が撤廃されたことから、参入が進んだと考えます。

法人は15人から6人に減少しております。

これは、法人の果樹栽培の参入が多かったのが、落ち着いてきたと考えます。

目標につきましては、継続や前回の目標比率で調整しました。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問・意見がありませんので採決いたします。

議案第15号について、賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員でございますので、本案は、原案のとおり決定をいたします。

---

#### ◎議事日程第8 議案第16号

議長 令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和8年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

はじめに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第16号についてご説明します。

議案書24ページをご覧ください。

##### 1. 農業委員会の状況

1. 農業の概要の耕地面積、経営耕地面積につきましては国が行った統計による数字です。合計数字が合わないところは、統計上のずれというところで御認識をいただければと思います。

遊休農地面積は昨年よりも69ヘクタール増となっており、遊休農地の拡大が進む傾向です。

次に、その下の農家総数と農業就農者数との点につきましては、こちらは5年に一度の農林業センサスとなります。内容については去年と同じ数値になりますので、これで省略させていただきます。

次に、その右側の基本構想水準到達者は14経営体減の23経営体となり農業経営が厳しい状況にあると伺えます。

2. 農業委員会の現在の体制につきましては、令和7年9月に新たな委員を選任しましたので、定数を満たすことができました。

25 ページを御覧ください。

担い手への農地の利用集積、集約化につきましては、集積が進み集積実績が575ヘクタールとなり、集積率は3%増の17%になりました。

集積目標565ヘクタールに対して実績575ヘクタールとなり目標を達成することができました。

活動につきまして市、中間管理機構と連携を図り、農業委員・農地利用最適化推進委員の協力を得ながら進んだと考えております。結果、目標に対する評価としては、目標は達成できたと考えております。引き続き集約化に向けて努力していきたいと思っております。

26 ページを御覧ください。

新たに農業経営を営もうとする人の参入の促進、新規就農者ですが、令和7年度は24経営体がありました。24経営体の内訳ですが、個人が18経営体、法人が6経営体です。地区別の経営体数をみると上総地区が11経営体で多く、他の地区は3から4経営体です。

主な営農については、複数の露地野菜を計画する13経営体、果樹が8経営体、このうち近年人気がありますブルーベリーが7経営体です。また、市や農協で協力して産地化を目指しているミモザが1経営体新規参入しました。

目標は達成できたと考えております。

次に、27 ページを御覧ください。

遊休農地に関する措置に関する評価ですが、遊休農地は69ヘクタール増の440ヘクタールになり、また、農地面積が減少したこともあり遊休農地割合が10%から13%になりました。

解消目標44ヘクタールに対し、46ヘクタールの解消がされましたが、新たに発生した遊休農地が発生したことから全体が増加したと考えます。

4の目標及び評価については、数字上のものですが、目標を達成できた評価と考えております。ただ、実態としての面積は増えているところから、今後、新たな解消または拡大しないよう農業委員・農地利用最適化推進委員と協力して、担い手の確保に努めたいと思っております。

次に、28 ページを御覧ください。

違反転用の対応につきましては、違反転用面積が0.1ヘクタール減少しました。これは過去に農業委員が発見した違反転用を指導し、是正に至りました。

新たな違反転用については、農業委員・農地利用最適化推進委員の農地パトロール等で御協力いただいた結果、通報により早期対応できたことから、指導の範囲内にとどまっており、

是正に向けて準備するなど、早期発見と対応で防止できたと考えております。

次に、29ページを御覧ください。

こちらにつきましては総会で処理した件数でございます。

1年間の処理件数が去年の3条に基づくものでございます。また、2番のほうは4条、5条に基づく関係の数値でございます。

30ページは、法人の農地所有適格化法人だけの数値になります。適格化法人以外の法人は貸借で可能ですが、この数字上の中には出てこないような状況です。

4番の情報の提供につきましては、中間管理事業で移動、貸借があったものについての農地の貸借の調査の金額がホームページで公表されております。

31ページを御覧ください。

事務の実施状況については、議会の議事録等、ホームページで公表してございます。

32ページを御覧ください。

令和8年度の最適化活動の目標の設定等でございますが、1では、先ほど冒頭で説明した状況をそのままここに転記した内容ですので省略させていただきます。

次に、33ページの最適化活動の目標を御覧ください。

②の目標につきましては、すいません訂正させていただきます。先ほどの議案第15号の目標に沿う形で、農地の集積目標年度は令和11年度に、集積率は17.4%目標に修正してください。

今年度の目標としては新規集積面積55ヘクタールで、農地面積を3,376ヘクタール修正に修正していただき、それに伴い集積面積の累計が580ヘクタール、集積率17.4%を目標設定に修正させていただきたいと思っております。

次に、遊休農地面積の状況は内訳のとおりです。目標の面積ですけれども、調査における緑区分の解消目標面積は5分の1程度という目標が定められていますので、解消目標数値を記載しました。

次に、黄色区分は解消とは基本的には全て解消というような数字の目標となっております。

次に、新規発生した緑区分の概ね20%を目標設定いたしました。

次に、34ページの新規参入の促進の目標値ですが、目標としては、件数としては、目標件数は出てこないのですが、ここは比較的、下限面積等がなくなってきたところから、新規で小さな農業をやりたいということで農業を始める方がいらっしゃいますので、令和7年並みの拡大を目指すというところで設定できればと思っております。

また、2の最適化活動の目標についての6日ですが、県の示す事業の最低日数が1人当たり、農業委員、推進委員さん、月6日という活動最低日数がありますので、それを目標値として設定したいと思います。また、活動強化の月間の設定も例年同様、遊休農地の解消の調査、新規参入の促進と農地の集積の広報活動等を行いたいと考えます。また、新規参入相談会ですが、毎年11月に県が主催する相談会に今年も参加としたいと考えています。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は、原案のとおり決定をいたします。

---

◎議事日程第9 報告第1号ないし第10号

議長 日程第9 報告第1号ないし第10号について。

報告第1号ないし第6号、農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、報告第7号ないし第9号、農地法第5条 第1項 第6号の規定による届出については、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

ただいまの、報告第1号ないし第9号について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見等もございませんので、報告第1号ないし第9号を終わります。

次に、報告第10号、君津市農業委員会情報セキュリティ基本方針について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第16号についてご説明します。

議案資料39ページをご覧ください。

君津市農業委員会情報セキュリティ基本方針は、地方自治法により、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め及びこれに基づき必要な措置を講じなければならないものと

されていることから、情報セキュリティの基本方針を策定しました。

具体的には、農業委員会サポートシステム、皆さまに使っていただいているタブレットのために、基本方針を策定しました。

以上です。

議 長 ただいまの、報告第10号について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見等もございませんので、報告第10号を終わります。

---

#### ◎ 閉 会

議 長 以上をもちまして、令和8年第4回 君津市農業委員会総会に付議されました、議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和8年第5回農業委員会総会は、令和8年5月7日（木曜日）に 市役所5階大会議室にて、午後2時から開催する予定でありますので、よろしく申し上げます。

(午後2時50分)